

第2回大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会（要旨）

日時＝平成24年10月29日（月） 午後7時～午後8時58分

会場＝大山崎町中央公民館別館大研修室

出席委員＝石田委員、井上委員、川戸委員、小西委員、森谷委員、笹田委員、田中委員
矢野委員、小山委員、阿部委員

事務局＝堀井生涯学習課長（事務局長）、小畠生涯学習課課長補佐（担当リーダー）、岩井
生涯学習課課長補佐、高木生涯学習課留守家庭児童会指導員

傍聴者＝5人

【次第】

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 会議資料の確認と会議進行について
4. 議事
 - (1) 資料説明
 - ① 別添資料について
 - ② 参考人からの意見聴収
 - (2) 協議
―各協議事項―
 - (3) まとめ
 - (4) 次回運営協議会について
5. 閉会

【会議要旨】

○ 開会

○ 会長挨拶

こんばんは。本日は第2回協議会。前回は資料説明が中心であったが、今回は、いよいよ具体的な意見交換が出来るものと思う。

限られた時間ではあるが、よりよい事業運営に向けて、委員として意見を交わすことが出来ればよいと思う。

各委員には、本日も議事進行にご協力いただくようよろしくお願いいたします。

○ 出席委員数確認

※10名の委員のうち10名の委員が出席につき、会議の成立を確認した。

- 事務局長 (会議資料確認と会議の進行について説明)
- 会長 (全委員に諮ったうえで、傍聴者の入室を認める)

- 傍聴者入室

※定刻までに集まった3名が入室した。

会長 (傍聴者に対し、事前に伝えられた順守事項に留意するよう依頼)
それでは、次第に沿って、4. 議事 (1)資料説明等として「①別添資料について」事務局に説明を求める。

事務局長 (資料に従って説明)

会長 ここで、関係資料を求めた委員からの発言をお願いします。1人5分以内で〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の順でお願いします。

委員 「保護者の評価」については、昭和40年代から今日まで学童保育がどういう役割を果たし、それが高い評価を得られているのであればどういうことであるか、総括抜きにしてあり得ないのではないか。

日本国憲法などの法規については、後でどの様に議論されるかわかりませんが、「運営指針(案)」の最初の文書として、その中に取り入れるべき内容があるのではないか。前文の理念を裏付ける法的根拠として有効と思い提出願ったものである。

「児童福祉法(抜粋)」は、1997年に改正がなされており、1998年から施行されている。これは学童保育事業にとって大切な改正なので、「平成22年12月12日」という改正日も入れた方がよかったと思う。

児童に関する条約も1989年11月に第44回国連総会で採択されて、日本政府も批准していることを知っておく必要があると思う。

「家族的責任を有する労働者条約」(ILO)の第156号条約というように理解しているが、この文書も運営指針の前文の法的根拠として豊かにする材料として提出願った。

会長 引き続き、〇〇委員にお願いしたい。

委員 「大山崎学童連絡協議会」が本年度実施したアンケート結果、集計と解釈を取りまとめたものである。90%の高い回答率であった。行事に対す

る重要性、指導員のかかわりの重要性、指導員に長くかかわってほしいと思う保護者が多い。その結果をまとめた（A4）1枚の資料を用意させていただいた。個人でまとめたものではあるが、基本的には、アンケート結果から伺えることを述べたつもりである。

生活と遊びを通じて今の学童保育の良さができあがっており、子供の豊かな成長を親が確信していることから、「安全に預かってもらっている場所」とは思っていない。指導員の日頃の熱心な取り組みのおかげで、子供たちが豊かな放課後を送らせていただいていると認識している。

教育委員会、指導員、保護者会の連携が重要であると認識している。大山崎町での学童事業が公設公営でありながら、三位一体で関わっているのは全国的に見て珍しい。大山崎町はそこが大きな特徴であり良さであると認識している。公設公営であると保護者会はあまり前に出てこないのですが、民間事業の場合は、保護者が主体で運営そのものをする。

一般的には指導員の働く環境そのものは必ずしも万全であるとは考えられていない。教育委員会が子供たちの成長を支援する体制を指導員がバックアップしていると考えている。指導員の働く環境そのものという点で、全国学童保育連絡協議会がまとめた抜粋資料を持参し、配付していただいた。全国的に見て多くの指導員が非正規の中で、日々努力されているという状況が掲載されている。大山崎町もほぼ同じような形にあると認識していて、なんとかこの点を改善いただきたいと願っている。

保護者会としても、長い期間にわたって指導員に就労していただきたいという要望を毎年行っている。A4 資料の裏側には、「保護者が抱く懸念について」ということで、毎日新聞から抜粋した記事も掲載した。指導員の雇用が不安定であるがゆえに、指導員自身が継続的に勤務していない実態を特集しているという情報を共有したかった。

保護者としては、現在の指導員の質に非常に満足している。今ある質が今後も良い形で継続するためには、町がどのような理念で学童保育を運営していきたいのか、そこを明確にしたうえで、どういった改善ができるのか話し合いができればと思っている。

会長

引き続き、〇〇委員にお願いしたい。

委員

資料請求した保護者協力金や、運営経費に関する資料については、いくら協力金を得ているのか、またどういった区分で得ているのかといった内容を共有したかった。

他の市町と比較すると、算定方法が複雑ではないかと感じる。後ほど、

細かく説明をしたいと思う。

前回の会議の資料に全体経費の近隣市町村との比較が出ていたので、中身が知りたかった。詳細は協議の中で話したい。

会長 保護者の評価と町が行ったアンケート調査の概要について、事務局の方で説明をお願いしたい。

事務局長 (資料について説明)

会長 それでは、具体的な協議に対する議論は、後ほど行うことにしたい。ここで、次第の次の順序ということで、参考人からの事情聴取に移りたい。参考人には、発言席へお移りいただきたい。

※参考人2名が発言席に着席

会長 それでは事務局から本日お見えいただいた参考人の皆さんの紹介をよろしくをお願いしたい。

事務局長 本日、参考人として招致したのは、「なかよしクラブ」保護者会会長・〇〇氏、「ともだちクラブ」保護者会会長・〇〇氏である。
前回の会議で、施設改修(案)の協議事項に関して、「なかよしクラブ」の保護者会からの意見や現状について、同じ敷地内に設置されている「ともだちクラブ」との施設併用案もあることから同クラブの保護者会からの意見を発言いただくため出席いただいたものである。

会長 参考人については、協議会の意見交換に委員として加わっていただくことができない。後ほど委員が協議を進める判断材料として意見を述べていただきたい。参考人には、意見を述べていただいた後、各委員から質問等があれば、回答をお願いしてよろしいか。

参考人 (同意)

会長 本日の協議事項の中では、まずこの議題を中心的に取り上げていきたい。それでは「なかよしクラブ」保護者会長である〇〇氏からお願いする。誠に恐縮ですが、時間の都合上、5分以内でお願いしたい。

〇〇氏 「なかよしクラブ」の施設の建替えは長年の要望でもあり、耐震性のある設備にしてほしいと望んでいた。しかし、耐震性の基準にあてはまらない施設と位置付けられているとのことだが、子供の安全性はどうか、安心して生活できない、遊べない不安定な状態の中、子供を預けることへの不安がある。

手洗い場、冷蔵庫、トイレなど事務面、衛生面なども最低限必要なものを揃えていただきたい。

また、子供にとって必要な生活スペースを大事に考えて欲しい。70年以上経過した建物と聞いたが、指導員にとっても施設が整っていればよりスムーズな保育が実施できるのではないかと思う。早急に施設の建替えを希望したい。

会長 続いて、「ともだちクラブ」保護者会会長・〇〇氏からご意見をお願いしたい。同じく5分程度でよろしくお願いしたい。

〇〇氏 3年前に「なかよしクラブ」を分割して、現在40人程度の在籍児童で運営していただいている。施設的には綺麗で良いが、ひとつの保育スペースだけしかないという問題点がある。体調の悪い児童が休養するスペースがないということである。

「なかよしクラブ」の建替えの際に、ひとつの案として、2階建てにし、2階の部分を「ともだちクラブ」という意見も保護者の中で出ていた。しかし、これが現実すれば、何で分割になったのか、建物の中で分かれるのが、子供たちにとってどうなのか、休養スペースができたとしても保護者は子供たちがどうなるのか不安に思っている。「ともだちクラブ」としては現在の施設の場所の横に休養スペースが出来るのが良いと思う。

会長 ただいまの意見に対し、各委員から質疑等があれば受けたいと思う。挙手の上、発言願いたい。

副会長 「ともだちクラブ」はひと部屋しかないとのことだが、現在は、児童が体調が悪くなり、休養させなくてはならない場合、どう対応しているのか。

〇〇氏 簡易ベッドがあり、それを使って寝かせるなどしていただいていたかと思うが。

副会長 それは保育室の中に置いてあるのか。体調を崩した児童が、他の子どもたちが騒がしくしている中でも寝かしているのか。

委員 事務局に「ともだちクラブ」のクラブ指導員がいるので、許可があれば、説明できると思う。

会長 それでは、事務局にお願いする。

事務局員 保育室である部屋の中に、カーテンレールを用いて仕切り、中に簡易ベッドを開いて寝させている。実際に体調を崩した児童は、そこに寝るのを好んでいない。おやつを食べる場所の近くにあり、寝たくないというので、これまでに使用したのは5回程度。

 静養スペースにはなっておらず、実際は、床に布団を敷いて寝させ、保護者の迎えを待つ状態である。

副会長 「なかよしクラブ」にはベッドのようなものが、どちらかの部屋にあったと記憶しているが。

委員 奥の部屋に配置されている。

副会長 そちらも、ベッドがあって、アコーディオンカーテンか何かで仕切っているのか。

委員 先日も、役員会で保護者から布団を提供いただくことにして、保護者が持参された古いお布団を畳が積みあがっているところに敷いている。

 体調を崩した児童がいれば、そこに寝かせている状態。仕切りがあるかどうか分らない。

委員 独立した休養室はない。指導員が施設の遊具を作った際に、遊具の下
の1畳分ぐらいのスペースが出来、そこに畳を敷いたうえで、保護者が
提供された布団を敷いて、体調を崩した児童を寝かせるようにしている。

 ただ、普段集団で使用している部屋から離れているせいか、児童は一人
で寝るのが怖いということが多い。目が離せないときは、誰か1人が
付き添うようにしなければならず、「ともだちクラブ」に比べると、隔離
はできるが、条件的には好ましいものではないと思う。

副会長 児童が体調を崩すことはよくあると思うので、しっかり対応できる状態でない、子供にとってもしんどいことなので、費用との兼ね合いもあるが、建替えの際には検討事項の中に入れなければならないだろう。

会長 他に質問はあるか。

委員 一つの小学校に二つの児童クラブがある。なぜ分割になったのか。適正人数を超えていたのか。その経緯を聞きたい。分割の時点の保護者の要望、できれば、一つのクラブとして運営してほしいという要望があったのかどうか。やむを得ず分けざるをえなかったのか。一つの建物に入るのならば、合併も視野に入っている、また一つに戻すのも考えられる。保護者の今の時点での要望はどうか。

会長 事務局への質問は、後ほど答えていただくとして、保護者への質問については、参考人に回答をお願いしたい。

委員 分割の経緯については分らないのですが、人数も徐々に増えてきて、ピーク時で在籍児童の数は 100 人を超えていた。その中で、様々な行事を取り組むにあたって、私個人の意見であるが、その人数をまとめて運営することが難しかったのではないかと。分割したことで、一クラブあたりの児童数も減少し、指導員の気配りの目が、児童に向けられる確率も高くなった。そういう面では分割にしてもらって、保護者としてもありがたかったはず。

施設については、一つの建物にした場合、1 階、2 階で二つのクラブを運営する意見もあるが、保護者会の運営の仕方が若干違うのもあって、同じ施設の中でやっていけるかどうか分からない。

会長 他に質問はないか。出来れば委員としての意見は協議の中で行っていただきたい。今は参考人への質疑を行いたい。事務局への質問も協議の中で回答いただきたい。

〇〇氏 仮に施設が 2 階建てになって、また一緒になるということに保護者の間では、かなり不安の声が出た。現在の 4 年生は、1 年生の時に分割され、それから 3 年が経っている。4 年生の保護者は、当時余りにも人数が多かった。人数が少なくなったことで保護者会の運営がやりやすくなり、よかったと思っている。具体的には、「35 人」だった学年の人数が「10

～20 人」になって、子供たちも伸び伸びと自分というものを出せるようになったと思う。いずれにしても子供たちにとっての影響を優先して考えてもらいたい。

会長 他に質問もないようなので、参考人からの意見聴収は、これで一旦終了したい。参考人は、控え席へ戻っていただきたい。

 それでは、次第の「(2)協議」に入りたい。施設の改修案について参考人の意見を聞いたところで、4つの協議事項のうち、「3 保育施設の改修案」についてを中心に進めることとしてよいか。

委員 (賛成の声)

会長 それでは「3 保育施設の改修案」について、ただ今から委員の意見交換をお願いします。必要に応じて事務局から意見を求めていきたい。先ほど委員から質問のあったクラブの分割の経緯についてを取り上げたい。このことから全体像が分かるのではないかと思います。

事務局員 「なかよしクラブ」が分割された経過で、主な理由は国からの補助金であった。分割時期は平成 22 年 4 月 1 日。厚生労働省は、平成 21 年度に 71 人以上子どもが在籍するクラブについては、補助金を打ち切るという当時の一定の方針が出た。大山崎町では、国の方針に沿って大山崎町で分割した経過がある。しかし、実際はふたを開けると、平成 22 年度も継続して補助金は支出された。

 「なかよしクラブ」を「ともだちクラブ」に分割したことによって、分割前後の補助金の差額は約 400 万円となっている。

会長 それでは、3 保育施設「なかよしクラブ」の改修（案）について、意見を頂きたいと思う。資料にある 5 つの案を参考にしながら、様々な意見をよろしくお願いします。

委員 建替えを行う場所として、使う人にとってよいところを選ぶのがいちばんだと思う。一方、全国的にみると、学校の空き教室を利用している所が全国的には多くある。空き教室を利用すれば、休養室、トイレも使用できるのではないか。実際、島本町や久御山では空き教室を使用している。空き教室があれば、経費的な面ではベストだと思う。

行政は縦割りなので、やりにくいかもしれないが、他市を参考にして可能であれば、それもいいのではないかと思う。

会長 他に意見はないか。

委員 空き教室については、保護者会で議論したことがあるが、そこで考えていただきたいのは、放課後児童クラブとしての保育が、授業を受けている他の児童の邪魔にならないように静かにしなければならない時間帯が生じることだ。また、夏休み期間中には、お弁当を持ってくるので、冷蔵庫の設備も必要。ヤカンでお茶を沸かす設備も必要。保護者の立場としては、こういった様々な設備が必要になるものと思う。

会長 他に意見はないか。

委員 空き教室について言えば、現在、学校では、普通教室として 22 教室が必要であるほか、特別教室、音楽室や理科室が必要としており、現在のところは、空き教室として使っていただける部屋はない。

私は二つのクラブを一つの施設に収めるのがよいという意見を持っている。そうすると国からの補助金なくなってしまうのだろうか。

「ともだちクラブ」としても、プレハブの部屋が一つしかない状態で使用しているのだから、建替え時に収容人数を増やして、部屋数を増やす工夫をすることで一つのクラブとしてやっていけるのではないか。

保護者からもしっかり見ていただける組織や運営のあり方については、一つの建物になったとしても、工夫が出来るのではないだろうか。

そして、建設場所については、やはり現在「なかよしクラブ」が建っている今の場所に出来ないだろうか。

④案は、学級ごとの花壇がある場所で教育活動に使用している。

③案は、バスケットの学習に使用している。バスケットゴールを移動させればいいのだが。

⑤案は、教職員の駐車スペースとして、満杯状態。さらに夜間の体育館、グラウンド使用時の駐車場でもある。駐車場をなくしてしまうことは、問題ではないだろうか。

会長 他にご意見は

委員 分割は補助金の関係で行われたが、分割しなかったとしたら、あの人

数で生活できたかどうか分らない。分割によって、子供たちにゆとりができたと思う。指導員の目も全員に行き届くようになったことは確かだ。④案は、学校の校舎のど真ん中に位置しているということで、学校の敷地は「教育の場」、学童クラブは「生活の場」なので、どうしても騒音が出てしまう。授業の邪魔をしないようにするには、かなりの神経を使うことが想像できる。

そういう意味では、①案である現在建っている場所は、学校校舎から離れており、子どもたちは伸び伸びでき、学校に迷惑がかからない所であると思う。

会長 他に意見はないか。

副会長 自分は、クラブの分割前に見に行ったことがあるが、おやつの時間で一つの保育室に 100 人以上が座っているところを見たが、足の踏み場もなかったように記憶している。補助金だけでなく、子供のことを考えたらしゆとりのある場所を与えてほしいと思った。

クラブを分割後に見に行って、確かにともだちクラブは休養の場がないが、子どもたちへの目が行き届くゆとりが出来たようで、建替えして良かったと思った。

しかし、今般、建替えになると、場所的なもののほかに建設費用も必要となる。さらに2階建てか、平屋建てか。安全面も考えないといけないが。勘案事項の中に休養室の設置もあったが、行政としてどの程度のことを、腹案として持っているのか。一旦分割したものを、一つにすることが行政上可能か。

会長 事務局で今の質問の回答願う。

事務局長 最後の質問2点について。施設改修案については、それぞれ利点と課題を挙げている。しいて言うとな①、②、③は校舎から離れているので、生活の音、児童の声が校舎に届かないという点がメリット。④、⑤は奥まっていず、平地なこともあり工事を行い易い。逆に①、②、③については、スロープを設置する必要がある。①は現在の場所と同一なので、工事期間中は、別の場所に仮保育場所を設けなければならない。事務局として優先順位はないので委員さんでご議論いただきたいところである。

二つ目の、分割というのは同じ施設の中で運営を分けているだけである。例えば、なかよしクラブ、ともだちクラブと同じ施設あるいは隣接

する施設の中で運営をした場合でも、分割して運営しているという意味で、補助金を活用できるはずである。ネックは一旦開設した「ともだちクラブ」の改修費用として得た補助金は、3年経過したものであるが、京都府にも問い合わせたところ、部分的な返還が生じると回答をもらっていることだ。

会長 一点確認したい。②案は開発手続きが必要とあるが、これは可能な見通しがあるということか。

事務局長 可能といえば可能。現在のところ②の土地は学校用地ではないことから、まず手続きを踏んで学校用地に含めなければならない。放課後児童クラブは、学校用地の中に建設する学校施設の付属施設、関連施設ということで初めて許可が得られるとのこと。従って、事前にそのような事務手続きが必要となるものである。

会長 他に意見はないか。

委員 一旦分割したものをもう一度一つにすることについては、島本町は二つの教室でチーフリーダーとなる指導員が1人いて、別々にやっている。補助金も問題なくいただけるのではないかな。ひとつにしても問題がないのではないかな。参考に聞いていただいたらと思う。

委員 今の「ともだちクラブ」の状況は、教育活動に影響があると思う。子どもたちの声や、活動で生じる音などによって、学校教育に迷惑をかけるはいけないと指導員が感じていることだ。

私は、①案を推したいが、あの土地を使って2つのクラブを運営することはできないだろうか。ただ、2階建てとなると上階のクラブは静かにしなければならないなどの制約が生まれる可能性が出てくるので、平屋建てが安全でよいと思う。①案の用地で、二つのクラブがそれぞれ平屋建てで、少しだけ離して建てるのがいちばんよいと思う。この場所であれば、学校教育活動に迷惑をかからないと思う。

一旦分割して、独立したクラブとして運営しているのだから、良い意味で児童が競い合う取り組みも出来るのではないかな。保育施設が足の踏み場も無いような狭さでは、指導もしにくい。そういう意味で①案の場所にできないものだろうか。

遊具の倉庫等を二つのクラブが共同で使用するというような議論を指

導員や教育委員会でしたことはないのか。

会長

委員から出てきた意見を少しまとめると、場所的には多くの方の意見が、①案もしくは②案ということになるだろうか。理由としては、校舎から離れている所が良いというところに意見が集約されていると思う。

今回、「なかよしクラブ」と「ともだちクラブ」の施設を統合するかどうかにに関して、「ともだちクラブ」を建てて3年しか経過していないことにより、廃止にすれば補助金の返還が生じるということをどう考えるのか。

保護者の意見では分割して良かったとあったが、このあたりの所、この場で決定するのは難しいので、もう一度事務局を中心として、メリット、デメリット、施設を統合するか否か、論点を整理して次回以降出していっていただきたい。

委員

一点、②案の「高齢者広場」だが、これはどこが所管しているのかということと、建設計画を議論することに了解は得られているのか。

事務局長

②案の場所は、現在所管は福祉課がしており、「高齢者広場」ということでゲートボール、グランドゴルフなどが盛んに使われている場所である。案のひとつとして、議論していただくとする段階であり、了解が取れているのかということでは、そこには至っていない。

委員

実際に建替える場合、予算取りが問題となる。先ほど①案で2つの施設を建設できるかどうかなど、様々な意見が出たが、①案から⑤案までの概算の費用を事務局は把握しているのか。

事務局員

施設の面積として、国のガイドラインでは、在籍児童1人当たり1.65平方メートルとされており、それを基準に算定している。

「なかよしクラブ」の面積としては、現在の児童数からいうと約100平方メートルが必要となる。そこで、建物の建て替え費用が約4,600万円、それに加えて場所によっては、土木工事として、バリアフリー対応のスロープの設置が必要となる。①案については、スロープの設置費用として500万円程度が必要。フラットな場所ではそれが不要となる。約4,600万円という建設費用は、リース方式にした場合、3年、5年、7年に分割できる。仮に5年間リースとした場合は、1年あたりの支払額は、900万円程度になる。リース期間終了後は、町の所有となる。

委員 ということは、①案の場合は 500 万円程度のスロープの設置費用がかかるとのことだが、他の案なら条件的にはどうなのか。

事務局員 土木工事については、フラットな土地でない限り、バリアフリー工事は必ず行わなければならない。①、②、③案が必要、④、⑤案が不要ということになる。

会長 少し方向性が出てきたようだ。先ほど事務局にお願いしたことと合わせてまとめていただき、次回の協議会に資料提出していただきたい。

 それでは、あとの 3 つの協議事項について、今回準備された資料を中心としながら、意見を出して頂けないか。

委員 「4. 大山崎町留守家庭児童会運営指針(案)」で、建替えに関して付け加えたい。この中にはクラブ当たりの人数が記載されていない。補助金を国が出さないとやった背景は、一つのクラブに大人数の子がいて保育の質が低下するのが問題で、その基本に戻って、1 クラブの規模を最大 70 人までとするというガイドラインが出来上がった時の背景を盛り込む方がよいと思う。

 同じく、「規模」に関して、児童 1 人当たりの基準「1.65 平方メートル」が記載されていない。また、さきほどの参考人からの意見発表でも触れられたが、保育を行うために、生活に必要な施設として、手洗い場、台所、冷蔵庫の設備が、「別紙により」整備するとなっている。「放課後児童クラブ」において生活の場を確保するのは重要なこと。最低限必要な設備についても、指針に記載できないだろうか。

委員 「規模」については、「各保育所の状況に応じて適正化に努めるものとする。」とあるが、この文章を作るに当たっては苦心があったと思う。「何人」という具体的な人数を入れるか、このまま適正の内容を深めるのかどちらかになると思う。「100 人」は適正ではないと思う。小学校が 35 人学級。それが流れになっている。学童はどうか。受け入れ人数を定めると、入会できない児童が出てくる可能性がある。目安として 40 人程度が適当ではないかと個人的には思う。41 人以上であれば、分割が妥当ライン。指導員の配置も出てくるが、いずれにしろ、受け入れ人数を定めようと、入会できない児童が出てくる可能性が問題となる。

委員

放課後児童クラブは、学校の延長ということで、働いている人たちにとって、子どもの保育の意味では必要だと思う。長岡第五小学校は、140人程度の児童を二つのクラブに分けている。現場の様子を見させてもらったが、「芋の子を洗うような」状態であった。雨の時は体育館を利用するようだ。向日市の場合は、大山崎町と同じ規模と思う。久御山町は、見せてもらったクラブには除湿機、食洗機などを備え、警備もしっかりしている様子。島本町は8クラブを運営。ひとつのクラブには、48人の児童が在籍しており、ある小学校では、空き教室二つを使用していた。トイレも学校の校舎のトイレを使用しているようだった。

警備面も学校と供用して費用を分担するなどの工夫も調査してほしい。財政的な制約もあるだろうし、そうした費用効果も勘案して、次回の協議会で資料提供していただけたらよいと思う。

委員

「規模」についての意見だが、冒頭に他の委員から児童福祉法に基づいて、「児童が守られるべき権利」を述べられた。「放課後児童クラブ」事業の実施にあたっては、国からガイドラインが示されている。それ自体には法的拘束力はないが、地方自治体が行政として取り組んでいくうえで、当然に守っていく努力をすべき基準である。学童保育は児童福祉施設ではなく、児童福祉事業という位置づけなので、最低基準というものはないと認識している。

町は、現在、学童保育に入っていない児童の中にも、保護者の就労等で保育に欠ける児童については、把握していかなければならないものと考えている。

会長

「運営指針案」について幾つか意見が出たが、「1 効率化について」、「2 指導員配置の適正化」についてご意見はないか。

委員

運営指針案について、申し上げたいことが沢山ある。

最初の部分については、ここは大山崎町の運営指針ということなので、運営が始まって40年の歴史を総括的に述べる項目がある方がよいというのが一つ。

さらに、法的根拠になるようなものについても、書き込む必要があるようなものを選んで、書き込んでいただく必要があると思う。

役割についても書き足していただく必要があると思う。法律の文言を読んでいただければ分かる。児童福祉法第1条、第2条は児童を育てていく上での理念、国と地方自治体の責任を明確にしている。その辺を書

き込む方が良いものになると思う。

「対象児童」の後に、学童期の子どもの特徴を書くべきだと思う。幼児期から学童期へ成長する時期は、思春期に移行する大事な時期であって、9歳、10歳は、発達上の「壁」があると言われている。抽象思考ができるかどうか、話し言葉から書き言葉を学ぶとか、自分と他人の違いを認識するとか、対象児童がそのような子供たちであることを書き込む必要があるのではないだろうか。

そうでないと、どの様にしていくかという方向性が出てこないと思う。今回、ここで作ろうとしているものは、単なる運営の指針であってよいものなのか。保育内容に関わる指針の意味合いをここに入れることができたらい。

職員体制の問題では、「配置する」と書いてあるが、基準がどこにも書いてない気がする。配置基準は実際には作られていないのではないか。必要な指導員の配置をもう一度やらなければならないと思う。これは意見だ。

指導員の役割として、今の時期、いじめ等の不適切事象について指導の在り方について、早期発見、適切な指導を書き込む必要があるのではないか。教育委員会との連携、職員体制に関わって、職員には当然守秘義務が課せられる。臨時的任用職員をどう扱うかに関わって、教育委員会がどう考えているかお聞きしたかった点である。

「活動場所」については、加えて、地域の自然や施設を積極的に活用するように努めると書き込む方がよいのではないか。大山崎町は、天王山があり、淀川があり非常に良いところなので、そういうところが浮かび上がるようにしたらどうだろう。

「虐待」、「いじめ」の項目を入れたらどうか。

「事業内容の向上」の面で、研修、職員の資質の向上、専門性を高めるための研修を実施する。研修の内容についても議論する必要があると思う。「放課後児童クラブ」は何だろうという原論的部分や学童期の発達心理学、学童保育の生活内容、障害児の保育概論、実習、その他必要なことを含めてみてはどうか。

新たな指導員に対しては、このような内容を教育委員会として研修を実施することが必要ではないか。研修機会を保障して、条件を整備して、適切な文言をここに入れてほしい。

委員

次回以降の協議会での議論になると思うが、「効率化」という点で意見を述べたい。保護者の保護を受けられない児童に健全な育成を図る場という児童福祉法に基づいて事業を実施しているので、大変重要な町の事

業と捉えている。しかし今後もこれらの内容を継続し、安定して実施していくことは大変なこと。効率化の議論にあたって、今なぜ行政が事業を効率化しないといけないか。その必要性を委員全員の認識の中で捉えていただかないといけないと思う。事業を実施するにあたり、その財源に限りがないというのであれば、レベルを上げるのは望ましいこと。

しかし、実際には、何故効率化が必要なのかということについては、解り難いことでもあるので、次回の運営協議会にあたって、町行政から財政当局者が出席し、短時間で解り易く、説明させていただけたらよいと思うが、いかがか。

会長 今回と同じで、参考人として招致するということか。

委員 「効率化」というのは、財源面でのことを主に言われたが、保育業務の効率化については、資料にも2点書かれている。「お便り」や「保育日誌」。これらの作成の効率化に関して言えば、「お便り」は各クラブによって実態が違う。各クラブで、子どもたちにふさわしいお便りを作っていただければよいと思う。「保育日誌」については、一定の普遍的内容を持ったものが必要と思うので、各クラブ比較できるように上手く作っていただきたい。

会長 先ほど、委員から要望があったように、次回の協議会で、町行政から財政担当者を参考人として招致し、ご意見を聞くということに同意いただけるか。

委員 (賛成の声あり)

会長 それでは、事務局には、参考人招致の調整をお願いしたい。
それと、〇〇委員の資料についてのご意見は次回の協議会の中でお願いしたい。

本日のまとめを行いたい、「1. 効率化」と「2. 指導員適正配置」については、次回の協議会の中心的な議論としたい。

「3. 施設の改修」については、場所的には①案を中心に、調整が取れば②案もありということで、候補地ではある程度意見がまとまったものと思う。今後、条件が変わると他の意見が出てくるかもしれない。

その中で、2つのクラブの統合については、いろいろ意見が出ました

ので、その論点、事務局でまとめていただき、今後も引き続き議論をして行きたい。

最後に「4. 運営指針」については、この協議会の中で一つ一つの文言を議論するのは時間的にも難しいと思う。この案については、既に事務局と現場の指導員が協議をしたものと聞いている。今回の意見を踏まえながら、事務局と指導員で修正的に再検討していただき、次回の協議会で再提案していただければよいと思う。

今回の協議会で、意見がまとまっていないところを整理して、3回目の協議会へと繋げていきたいと思う。

今回の協議会に〇〇委員が準備された資料があったが、どの委員も細かな意見を述べる時間が少ないかと思うので、意見をこういう形でまとめていただければ、議論が進むのではないかと思った。

委員 ただ、意見を折角まとめても、当日配付だとじっくり見ていただく時間がないかと思うので、それが残念。資料を提出される場合は、早めに事務局に出され、事務局も委員への事前配付に反映していただきたい。

会長 事前に配付するには、どれくらい前に提出すればいいですか。

事務局長 委員への事前配付は概ね1週間前としている。したがって、10日～2週間程度前もって資料をいただければ、事前配付として準備したい。

確認として、今回の資料としては、1つは保護者会が実施されたアンケートの調査結果については、前回の協議会で配付を了承された資料であるが、もう1つはそうではないので当日配付とした。意見としての資料も事前配付という取扱いにするのであれば、本日の協議会における委員の総意ということで、今後そのように取り扱い事前配付としたい。

会長 事前配付は、10日から2週間前に事務局に提出ことで、よろしく願いする。また、次回の協議会で事務局として用意される資料があれば、あわせて準備いただくようお願いしたい。
本日の議事はこれで終了する。事務局の方へ進行をお返しする。

事務局長 (次回の日程等について説明)

○次回の会議日程

3回目＝11月26日(月)

時間＝午後 7 時から 9 時まで
会場＝大山崎町立中央公民館別館大研修室

事務局長 委員からの資料等指示があれば、事務局に連絡いただいた上で、当日の資料として準備を行いたい。

 参考人については、求めのあった委員と事務局の方で調整し、会長に報告した上で進めたい。

 それでは、第 2 回留守家庭児童会育成事業運営協議会の閉会にあたり、副会長にご挨拶をお願いします。

副会長挨拶 長時間にわたって、それぞれの意見を頂いた。協議の内容も濃く、具体的になってきたように思う。会長の舵取りは大変だが、あと 2 回となった協議会の中で、時間の許す限り、しっかり意見を交わしていきたいと思う。

 本日は、遅くまでお疲れ様でした。

○第 2 回留守家庭児童会育成事業運営協議会 終了（午後 8 時 58 分）